

奨学のための給付金制度

通常給付

奨学給付金は、高校生の修学において必要となる学用品費などの、授業料以外の教育費を支援する制度です。支給要件を満たす方は、申請により返済不要の給付金が支給されます。

●支給要件

1. 保護者等が茨城県内に在住していること。
2. 保護者の世帯が、以下のいずれかに該当すること。
3. 基準日（令和7年7月1日）に生徒が在学していること。

①生活保護受給世帯

生業扶助の高等学校等就学費を受給していない場合は②の非課税世帯扱いとなります。

②令和7年度住民税所得割の合計が非課税世帯

道府県民税及び市町村民税両方の所得割額が非課税であることが必要です。

③生徒が専攻科に在学し、令和7年度住民税所得割の合計が105,500円未満の世帯

④生徒が専攻科に在学し、令和7年度住民税所得割の合計が264,500円未満かつ扶養する子が3人以上世帯

【支給上限回数について】 各年度1回（通算で全日制は3回、定時制・通信制は4回）

※ 学び直し支援金受給者や専攻科の生徒は追加で1回（又は2回）受給可能です。

●支給額（高校生1人当たりの年額）

区 分		全日制・定時制	通信制
①生活保護受給世帯		32,300円	32,300円
②非課税世帯	生徒が専攻科以外に在籍	143,700円	50,500円
	生徒が専攻科に在籍	50,500円	
③生徒が専攻科に在学し、住民税所得割の合算が105,500円未満（年収目安270～380万円）の世帯		10,100円	
④生徒が専攻科に在学し、住民税所得割の合算が264,500円未満（年収目安380～600万円）かつ扶養する子が3人以上いる世帯		10,100円	

●申請方法・申請時期 等

◎申請方法：受給申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、提出

◎申請先：在学する学校の事務室（異なる学校に在学する生徒がいる場合はそれぞれに申請が必要です）
※保護者が茨城県外に在住する場合の申請先は在住する県となります

◎申請締切：令和7年7月11日

◎支給額：年額（早期給付を受給した場合は年額の4分の3）

◎支給時期：審査完了次第、学校から口座振り込みで支給（申請から概ね2～3か月後）

【注】

収入の有無に関わらず保護者等全員の課税額の確認資料が必要となります。

※両親（または片方の親）が海外赴任等により、課税額が確認できない場合等は支給対象となりません。

【問い合わせ先】 茨城県立水戸第一高等学校 事務室 TEL：029-224-2254

住所 〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3-10-1

※生徒が栃木県、埼玉県、千葉県、茨城県の公立高等学校等に在学する場合は、在学する学校にお問い合わせください。

<奨学給付金に係る支給対象・金額確認シート>

※支給の認定においては、基準日時点（7月1日）の状況で判断します。

全日制・定時制の場合

①生活保護受給世帯であり、生業扶助（高等学校等就学費）の支給を受けている。

はい

区分：生活保護受給世帯
支給額：年額 32,300 円

いいえ

②保護者等全員の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」が非課税である。

はい

区分：非課税世帯
支給額：年額 143,700 円

いいえ

支給対象の世帯ではありません(※)

通信制・専攻科の場合

①生活保護受給世帯であり、生業扶助（高等学校等就学費）の支給を受けている。

はい

区分：生活保護受給世帯（通信）
支給額：年額 32,300 円

いいえ

②保護者等全員の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」が非課税である。

はい

区分：非課税世帯（通信・専攻）
支給額：年額 50,500 円

いいえ（通信制）

いいえ（専攻科）

③保護者等全員の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合計が 105,500 円未満である。 または、
④保護者等全員の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合計が 264,500 円未満かつ扶養する子が 3 人以上いる。

いいえ

はい

支給対象の世帯ではありません(※)

支給対象となる可能性があります。
個別にお問い合わせください（専攻）。

(※)支給対象ではない場合も、家計が急変(自己の責めによらない失職や災害等)し、収入が非課税相当になる場合は、家計急変世帯向けの奨学給付金を受給できる可能性があるため、学校事務室までお問い合わせください。

●提出書類

① 受給申請書

②口座振替依頼書 及び 通帳の写し

+

生活保護受給世帯

- ・生活保護受給証明書
※基準日現在で生業扶助（高等学校等就学費）の受給が確認できる書類など

非課税世帯（専攻科以外）

- ・保護者等全員分の（非）課税証明書（令和7年度分）
または、
・（9月以降に申請する場合は）保護者全員分のマイナンバーが確認できる書類の写し

など

非課税世帯（専攻科）

- ★保護者等全員分の（非）課税証明書（令和7年度分）
または、
（9月以降に申請する場合は）保護者全員分のマイナンバーが確認できる書類の写し
- ★生活保護受給証明書
- ★のうちいずれか
- ・個人対象要件証明書

など

【注意事項】

- ・上記提出書類のほか、認定処理のため追加の書類提出を求める場合があります。
- ・通帳の写しは、金融機関・支店・口座番号・フリガナ・口座名義が確認できるものに限りします。